

防人厚第3020号
令和2年3月4日

防衛大学校総務部厚生課長
防衛医科大学校総務部厚生課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部人事教育課長
陸上幕僚監部人事教育部厚生課長
海上幕僚監部人事教育部厚生課長 殿
航空幕僚監部人事教育部厚生課長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部総務課長
防衛装備庁長官官房人事官

人事教育局厚生課長
(公印省略)

防衛省職員の個人型確定拠出年金関係事務の細部取扱について（通知）

防衛省職員の個人型確定拠出年金関係事務取扱要領について（防人厚第3013号。令和2年3月4日）に基づき、個人型確定拠出年金の事務取扱に関し下記のとおり定めたので通知する。

なお、防人厚第16698号（29. 11. 21）は廃止する。

記

1 同意書の提出について

各厚生担当部署において事業主証明書を交付した際に提出を受けた同意書について、各厚生担当部署は、各年度分を翌年度5月末日までに人事教育局厚生課に提出するものとする。ただし、自衛隊指揮通信システム隊隊本部第1科及び統合幕僚学校総務課に係る同意書については統合幕僚監部総務部人事教育課を、陸上自衛隊の厚生担当部署に係る同意書については陸上幕僚監部人事教育部厚生課を、海上自衛隊の厚生担当部署に係る同意書については海上幕僚監部人事教育部厚生課を、航空自衛隊の厚生担当部署に係る同意書については航空幕僚監部人事教育部厚生課を、東海防衛支局総務課に係る同意書については近畿中部防衛局総務部総務課を、防衛装備庁の厚生担当部署に係る同意書については防衛装備庁長

官官房人事官をそれぞれ経由して、人事教育局厚生課に提出するものとする。

なお、当該同意書については、厚生担当部署別及び氏名の五十音順に取りまとめて提出するものとする。

2 事業主証明書の記入要領

各厚生担当部署において事業主証明書の交付を行う際は、別添に従って事業主証明書に必要事項を記入するものとする。

添付書類：事業主証明書の記入要領

事業主証明書の記入要領（共済組合員用）

国民年金基金連合会

第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）

事務処理
センター用

●記入にあたっての留意点

1. この書類は、個人型年金の加入者資格を証明するための重要な書類です。
2. 項目1は申出者が、項目2以降は事業主が記入（該当する□にはレ点）してください。なお、訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、訂正者に応じた訂正印を押してください。
3. 太枠内のすべての項目について記入してください（選択肢は、□の場合はレ点を記入してください）。

厚生担当部署において記入した部分を訂正する場合には、訂正印として厚生担当部署の長の職印を押印すること（担当者の私印は不可）

1. 申出者の情報		
基礎年金番号	証明を受ける申出者氏名	希望する掛金納付方法と掛金額
12345678-9	田中 太郎	☐ 事業主払込 ☐ 個人払込
	印	毎月の掛金額 千円 000
2. 申出者の他の企業年金等の加入状況		
他の企業年金等の加入状況		
以下の該当する番号を記入してください。		
50：国家公務員共済組合（長期）		
51：地方公務員共済組合（長期）		
52：私立学校教職員共済制度（長期）		
50		
3. 事業主の署名および押印等		
カナ名称	郵便番号	TEL
東京エーシー	162-8801	03-3268-3111
申出者について、以下の5.～6.のとおりに証明します。		
証明日 令和 年 月 日		
住所		
事業所名称		
事業主名称		
印		
4. 国民年金基金連合会に登録する（している）名称・住所等		
カナ名称	ボウエイショウ	
郵便番号	162-8801	
TEL	03-3268-3111	
東京都新宿区市谷本村町5-1		
防衛省		
(項目3.と同一の場合、記入不要)		
市区町村コード	企業名称区分	
162	01	
5. 連合会への「事業所登録」の有無等（複数回答可）		
☐ 「事業主払込」で登録済	口座振替用登録事業所番号	
☐ 「個人払込」で登録済	振込用登録事業所番号	
	登録事業所番号	01816018
6. 申出者の掛金納付方法（(3)に該当する場合、「事業主払込」が困難な理由を、(1)または(2)で選択（記入）してください。		
☐ (1) 申出者が希望しているため、「事業主払込」とする ☐ (2) 申出者が希望しているため、「個人払込」とする ☐ (3) 申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする ☐ (4) 申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする		
「事業主払込」が困難な理由 ☐ ①「事業主払込」を行う体制が整っていないため ☐ ②その他（ ）		
掛金納付方法		
1: 事業主払込 2: 個人払込		

加入者の記入欄
加入者が記入した基礎年金番号と氏名が正しいか確認
掛金額は確認不要（運営管理機関が確認）

厚生担当部署の長の署名、職印を押印（複写式の場合、職印を複数枚押印）

このとおりに記入

- 加入者が「1.申出者の情報」で事業主払込をチェックしていた場合
⇒ (3)をチェックし、「事業主払込」が困難な理由の①にチェックを入れる。
- 加入者が「1.申出者の情報」で個人払込にチェックしていた場合
⇒ (2)にチェックを入れる。

事業主証明書の記入要領（非共済組合員の場合）

国民年金基金連合会 印中 届書コード 13062 事業主控え

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入要領をご覧の上、ご記入ください。
●毎月掛金額は上限があります。詳しくは記入要領をご確認ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で囲み、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入の上、訂正印を捺印してください。（申出者の情報欄と申出者の訂正印・事業主の情報欄と事業主の訂正印）

1. 申出者の情報

申出者氏名 印 基礎年金番号 希望する掛金の納付方法 ☒ 事業主払込 ☐ 個人払込

2. 掛金の納付方法

☒ 掛金を下記の毎月定額で納付します。 ☐ 納付月と金額を指定して納付します。

毎月掛金額 千 0 百 0 円 別紙の「加入者別掛金登録・変更届」を添付してください。

3. 事業主の署名および押印等

郵便番号 162-8801 電話番号 03-3268-3111

申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明し、「事業所登録」がない場合、この証明書の内容で登録を申請します。

証明日 令和 年 月 日

住所 東京都新宿区市谷本村町5-1
ボウエイショウ
防衛省

事業主名称(代表者氏名) 事業所印

厚生担当部署の長の署名、職印を押印（複写式の場合、職印を複数枚押印）

4. 企業年金制度等の加入状況

番号 00 右ページのフローチャートを実施し、該当番号を左欄にご記入ください。

5. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

郵便番号 電話番号

住所 フリガナ 事業所名称

※3事業主の署名および押印等と同一の場合、記入不要。

6. 連合会への「事業所登録」の有無等（複数回答可）

☐ 「事業主払込」で登録済 事業主払込用登録事業所番号
☒ 「個人払込」で登録済 個人払込用登録事業所番号 01816018
☐ いずれの登録もない ☐ わからない

このとおりに記入

7. 掛金の納付方法 必ずいずれかを選択してください

☒ ①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。
☐ ②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。
☐ ③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。
☐ ④申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

左で③を選択した場合のみご記入ください。
「事業主払込」が困難な理由を選択してください。
☐ ①「事業主払込」を行う体制が整っていないため。
☐ ②その他

8. 資格取得年月日

退職手当等制度の適用 同制度の実施主体

①事業所で実施している退職手当等

事業主 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

- 事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況を確認してください。
- 該当項目の□にはし点を記入してください。
- 企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
- 加入資格がある場合は、2桁の数字(00~15)を左記の項目4の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。

確認事項に回答する。

申出者は60歳未満の厚生年金保険の被保険者です。 ☒ いいえ ☐ はい

個人型年金への加入資格がありません。

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。
※事業所に企業型確定拠出年金制度がある場合でも、私立学校教職員共済制度(長期)を実施している場合は「□いいえ」にし点をご記入ください。

☒ はい ☐ いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
(※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

☒ はい ☐ いいえ

申出者は共済組合員(※2)です。
(※2)国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

☒ はい ☐ いいえ

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。

☒ はい ☐ いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。
●企業年金等(※3)の加入員、または加入者。
(※3)厚生年金基金、確定給付企業年金

☒ はい ☐ いいえ

企業型確定拠出年金規約で「加入者は個人型年金加入者に

☒ いいえ ☐ はい

加入者が「1.申出者の情報」で事業主払込をチェックしていた場合
⇒ ③をチェックし、「事業主払込」が困難な理由の①にチェックを入れる。

加入者が「1.申出者の情報」で個人払込にチェックしていた場合
⇒ ②にチェックを入れる。

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☐ 13 厚生年金基金
- ☐ 14 確定給付企業年金
- ☐ 15 石炭鉱業年金基金

※複数に該当する場合は、該当する中で一番数字の大きいものに、し点をご記入ください。
(例)「13」と「14」の両方に該当する場合は、「14」にし点をご記入ください。

共済組合員の方は「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」をご使用ください。

拠出限度額 月額 23,000 円

☒ 00 他に企業年金制度なし

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☐ 13 厚生年金基金
- ☐ 14 確定給付企業年金

拠出限度額 月額 23,000 円

☐ 00 他に企業年金制度なし

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☐ 11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金
- ☐ 12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金

拠出限度額 月額 20,000 円

☐ 10 企業型確定拠出年金

加入者の記入欄
加入者が記入した基礎年金番号と氏名が正しいか確認
掛金額は確認不要（運営管理機関が確認）

厚生担当部署において記入した部分を訂正する場合には、訂正印として厚生担当部署の長の職印を押印すること（担当者の私印は不可）